

令和元年十一月

令和元年十一月文京区議会定例議会議案

文
京
区

目次

議案第三十二号	文京区民会館条例等の一部を改正する条例	1頁
議案第三十三号	文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	3頁
議案第三十四号	文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	5頁
議案第三十五号	文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	7頁
議案第三十六号	文京区男女平等センターの指定管理者の指定について	9頁
議案第三十七号	文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定について	11頁
議案第三十八号	文京区立本郷図書館等の指定管理者の指定について	13頁

議案第三十二号

文京区民会館条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年十一月十九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区民会館条例等の一部を改正する条例

(文京区民会館条例の一部改正)

第一条 文京区民会館条例(昭和五十四年三月文京区条例第五号)の一部を次のように改正する。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、区長が必要があると認めるときは、別に定めるときまでに使用料を納付することができる。

(文京区立不忍通りふれあい館条例の一部改正)

第二条 文京区立不忍通りふれあい館条例(平成八年十二月文京区条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条に次のただし書を加える。

ただし、区長が必要があると認めるときは、別に定めるときまでに使用料を納付することができる。

(文京区立交流館条例の一部改正)

第三条 文京区立交流館条例(平成十七年十月文京区条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条に次のただし書を加える。

ただし、区長が必要があると認めるときは、別に定めるときまでに使用料を納付することができる。

(文京区立地域活動センター条例の一部改正)

第四条 文京区立地域活動センター条例(平成二十二年三月文京区条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、区長が必要があると認めるときは、別に定めるときまでに使用料を納付することができる。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説 明)

区民会館その他の公の施設におけるインターネット施設予約システムの導入に伴い、使用料に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十三号

文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年十一月十九日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

文京区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年十月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第十三条、第十四条第一項及び第十六条並びに令第八条、第九条及び第十二条の規定によるものとする。

付則第三項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行

令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十四号

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年十一月十九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年十二月文京区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項中「びん」を「瓶」に改める。

第五十九条第三項第四号ア中「から又まで」を「からルまで」に改める。

第六十七条第一項中「空きびん」を「空き瓶」に改める。

付 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第二十八条の二第一項及び第六十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部改正に伴い、規定を整備するた

め、本案を提出いたします。

議案第三十五号

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年十一月十九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第二号中「第三十四条の二十第一項第四号」を「第三十四条の二十第一項第三号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十六号

文京区男女平等センターの指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

令和元年十一月十九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区男女平等センターの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

- 一 公の施設 東京都文京区本郷四丁目八番三号
文京区男女平等センター
- 二 指定管理者 東京都文京区本郷四丁目八番三号 文京区男女平等センター内
文京区女性団体連絡会
- 三 指定の期間 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

（説明）

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第三十七号

文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

令和元年十一月十九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

名 称	位 置
文京区立小石川図書館	東京都文京区小石川五丁目九番二十号
文京区立本駒込図書館	東京都文京区本駒込四丁目三十五番十五号
文京区立目白台図書館	東京都文京区関口三丁目十七番九号
文京区立湯島図書館	東京都文京区本郷三丁目十番十八号
文京区立大塚公園みどりの図書室	東京都文京区大塚四丁目四十九番二号

二 指定管理者 東京都文京区大塚三丁目一番一号

株式会社図書館流通センター

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(説 明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第三十八号

文京区立本郷図書館等の指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

令和元年十一月十九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区立本郷図書館等の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

名称	位置
文京区立本郷図書館	東京都文京区千駄木三丁目二番六号
文京区立水道端図書館	東京都文京区水道二丁目十六番十四号
文京区立千石図書館	東京都文京区千石一丁目二十五番三号
文京区立根津図書室	東京都文京区根津二丁目二十番七号

二 指定管理者 ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体

構成員（代表者） 東京都中野区弥生町二丁目八番十五号

株式会社ヴィアックス
構成員
東京都目黒区下目黒三丁目七番十号

三 指定の期間 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

資源有効利用のため再生紙を使用しています。